

(添付資料)

8. デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

F A S B 基準書第 1 0 7 号および第 1 1 9 号に規定する金融派生商品の公正価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| | 1 2 年 3 月 期 | | 1 1 年 3 月 期 | |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 帳 簿 価 額 | 見 積 公 正 価 額 | 帳 簿 価 額 | 見 積 公 正 価 額 |
| (金融派生商品) | | | | |
| その他の流動資産 (その他の流動負債) | | | | |
| 外 国 為 替 予 約 | 239 | 239 | 16 | 62 |
| 金 利 交 換 契 約 | | 45 | | 172 |

(1) 金融派生商品 (主に外国為替予約及び外国通貨オプション契約) の公正価額は金融機関から入手した時価、将来のキャッシュ・フローの割引現在価値、その他の評価手法を使用して見積価格を算定していません。また、トレーディング目的のための金融派生商品は保有または発行していません。

(2) 金利交換契約

子会社の一部は金利変動のリスクを軽減するために金利交換契約を利用しています。金利交換契約に係る支払利息および受取利息は相殺して支払利息に含めて計上しています。契約相手は大規模な金融機関であり、信用リスクは小さいと考えています。

1 2 年 3 月 期 末 お よ び 1 1 年 3 月 期 末 に お け る 金 利 交 換 契 約 の 想 定 元 本 は そ れ ぞ れ 4,000 百 万 円 お よ び 12,000 百 万 円 で す。

(3) 外国為替予約および外国通貨オプション契約

当社および子会社は外国為替予約と外国通貨オプション契約取引を為替変動 (主に、米ドル、ユーロ) をヘッジするために継続的に実施しています。これらは、海外子会社において外国通貨間の為替交換においても用いられています。これらの通貨金融派生商品の契約期間は概ね 1 0 カ月以内です。契約相手は大規模な金融機関であり、信用リスクは小さいと考えています。

1 2 年 3 月 期 末 お よ び 1 1 年 3 月 期 末 に お け る 外 国 為 替 予 約 等 の 残 高 (想 定 元 本) は 次 の と お り で す。

| | 1 2 年 3 月 期 | 1 1 年 3 月 期 |
|--------------------|-------------|-------------|
| 売掛金と将来の売上取引を対象として： | | |
| 外 国 為 替 予 約 | 15,374 百万円 | 13,974 百万円 |

上記の想定元本は金融派生商品の取引規模を表していますが、実際の支払額及び受取額は、想定元本を基礎とした契約条件により決定されます。